

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 6 月 23 日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和 4 年 11 月 24 日（木）午前 1 時 3 分頃、周南市飯島町を災害点とした建物火災に出動中、市道飯島町 4 号線から市道飯島町 2 号線へ右折する際、中央消防署職員が運転する消防車両が、市道に隣接する雑居ビルの外壁に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥407,000-

2 専決処分の年月日

令和 5 年 6 月 12 日